

令和4年6月8日広告「令和4年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト「外国人の就職支援事業インターンシップ」実施委託業務企画提案コンペに関する質問への回答

公益財団法人三重県産業支援センター  
事業部 経営支援課 雇用人材担当  
地域活性化雇用創造プロジェクト

【Q1】仕様書 P 2「(イ) 受入企業」上から 3 つ目

受入企業が提出する「インターンシップ実施計画表」には、貴センター所定の様式がありますか。

【A1】当センター所定の様式はありません。受託者にて様式を作成してください。

【Q2】仕様書 P 2「(ウ) インターンシップの実施」上から 1 つ目

キャリアコーディネーターは、常時配置ではなく、適宜設置するかたちでよろしいか。

【A2】適宜配置するかたちで構いません。

【Q3】仕様書 P 2「(ウ) インターンシップの実施」上から 3 つ目

1 日あたりのインターンシップ時間数の下限はありますか。

【A3】時間数の下限はありませんが、就業体験を含むことが必要です。

【Q4】仕様書 P 2「(ウ) インターンシップの実施」上から 4 つ目

①「外国人就職支援事業」の就職準備セミナーの開催予定時期は決まっていますか。

【A4】未定です。就職準備セミナー開催以前にインターンシップを実施した場合は、アーカイブ配信を活用してください。

【Q5】仕様書 P 2「(ウ) インターンシップの実施」下から 2 つ目

必要に応じ、教育機関、企業、参加者間で締結する契約書・覚書及び企業に提出する誓約書について、貴センター所定の様式はありますか。様式がない場合、契約書・覚書、誓約書に必ず含める必要のある項目はありますか。

【Q5】当センター所定の様式はありません。契約書・覚書、誓約書の項目については、官公庁等のインターンシップ実施に係る様式を参考に作成してください。

【例】[令和4年度文部科学省インターンシップ実施概要：文部科学省 \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)

【Q6】インターン受入企業に対する謝礼の支払いについては、本事業として定めがありますか。

【A6】受入企業に対する謝礼は、実施経費の積算に含めることはできません。